

第1章 計画策定の趣旨

個人の尊重と男女平等を基本的人権として保障する日本国憲法の施行から間もなく72年が経過し、この間、各種の法律や制度が整備され、男女平等の実現に向けて様々な取り組みが進み、男女共同参画に関する意識も徐々に改善されてきました。

日野町では、男性と女性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画する「男女共同参画社会」の実現をめざし、平成21年に10年間を計画期間とする「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン21（改定）」を策定しました。また、平成26年には計画の実行性を高めるため、後期計画として改定し、さまざまな取り組みを進めてきました。

近年、少子化・高齢化の進展や経済構造の変革、グローバル化など、わたし達を取り巻く環境が大きく変化するなかで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することが求められていますが、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などが存在し、「男女共同参画社会」の実現には多くの課題が残されています。

また、東日本大震災をはじめとした災害を教訓として防災分野における男女共同の促進に取り組むことが課題となっています。

本計画では、これからの課題を解決し、「男女共同参画社会」の実現を目指し、平成31年度からの新たな10年間を計画期間として策定しました。